

平成 28 年度事業計画(概要)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

平成 28 年度事業の基本的考え方

- 社会福祉法人制度改革への対応ならびに生活困窮者自立支援制度への対応を本会の最重点課題とし、本会各構成団体間の連携を一層密にして取り組む。
- 社会福祉法人制度改革については、具体的な運用にかかる厚生労働省における検討に際し、本会としての課題認識や要望・提言が反映されるよう、所要の対応を積極的に進める。とくに、財務規律、ガバナンス強化に向けた具体的な内容については、社会福祉法人の円滑な運営の確保、各事業種別、社協の特性に応じた配慮等に留意した対応を図る。
- また、社会福祉法人の本質である公益性の明示（地域公益活動の展開を含む）ならびに経営情報の適正な開示による非営利性の明示については、重要基本課題であり、すべての社会福祉法人が取り組むことをめざして対応を図る。
- これらの取り組みを通じ、社会福祉法人の役割および活動に対する国民の理解の促進をあらためて図るとともに、社会福祉法人の良好な経営環境を確保し、もって地域福祉の一層の拡充を推し進める。
- 「生活困窮者自立支援制度」への対応については、引き続き各都道府県および市区町村社協と連携し、各地の福祉関係者による実践の推進を図る。とくに、自立相談支援事業の着実な推進とともに、家計相談支援事業、就労準備支援事業等の任意事業の展開方策を検討し、「全社協福祉ビジョン 2011」および「社協・生活支援活動強化方針」に基づく社会福祉諸制度の充実や地域住民による福祉活動等の展開に向けて、総合的な推進を図る。
- 東日本大震災被災地の支援については、被災地の福祉課題とその変化や公的支援策の動向を注視し、引き続き被災地福祉関係者と現地の福祉課題を共有するとともに、中長期的な視点に立って被災地福祉関係者の活動の支援に取り組む。
- 本会では、これらの考え方を基本に置き、各部・所が協力して、平成 28 年度事業を遂行する。

I. 社会福祉諸制度の改革への対応

1. 社会福祉法人の経営にかかる基本課題の検討と対応

- ・ 社会福祉法人制度改革における具体的な運用にかかる検討に際して、政策委員会を中心として、全国経営協および各種別協議会、地域福祉推進委員会とともに課題認識や要望・提言等を整理し、その実現に向けた取り組みを積極的に展開し、社会福祉法人の経営体制の充実と新たな制度のもとでの円滑な運営を支援する。また、地域公益活動の推進や運営の透明性の確保、すべての社会福祉法人における共通理解の醸成と、制度見直しに対する正しい理解の浸透など、社会福祉法人制度改革に関する諸課題への対応を図る。
- ・ とくに財務規律、社会福祉充実計画、ガバナンス強化にかかる具体的な内容について、各事業種別、社協の特性等にも配慮しつつ、円滑な運営確保に向けた提言等を進める。
- ・ また、社会福祉法人による地域公益活動については、各地における取り組みに関する状況把握と実践事例等の収集、情報提供を行うとともに、地域の社協が法人間の連携・協働のプラットフォームとなり、公益的な取り組みの促進が図られるよう検討・対応を行う。
- ・ 生活困窮者自立支援制度への取り組みについては、社会福祉法人・福祉施設がもつ諸資源を地域に提供する機会と捉え、各法人・施設における取り組みの推進を図る。
- ・ 社会福祉法人税制に関しては、これを堅持するため、国・地方への働きかけを継続的に進めるとともに、消費税率の引き上げが社会福祉法人経営に及ぼす影響、課題について整理し、対応を図る。

2. 福祉・介護人材の確保、定着、養成に向けた取り組みの推進

- ・ 福祉・介護人材の確保、定着、養成について、社会福祉関係者の共通課題として目標を定め、取り組みを進める。
- ・ 「地域を支える福祉人材の確保・育成・定着のための取組方策（仮称）」をもとに、中長期にわたる福祉人材の安定的確保、職場定着の推進、福祉にふさわしい人材育成を図るため、政策委員会構成組織との協働により緊急対策を具体化し、全国・都道府県・指定都市および社会福祉法人・福祉施設・事業所の各段階での展開を図る。
- ・ 離職介護福祉士等の届出制度について、業務システムの開発及び福祉人材情報システムの改修を実施し、円滑な施行に向けて着実な準備を進める。

- ・ 全国経営協において、社会福祉法人に対するポジティブな評判の形成に向けた広報戦略を展開し、福祉の職場への正しい理解促進を図る。
- ・ 種別協議会との連携・協働により、福祉施設における人材確保と、専門性の高い職員養成や処遇改善の推進等に向けた取り組みを進める。
- ・ 平成 27 年度補正予算において予算化された介護や保育人材確保のための貸付制度について情報収集、厚労省との折衝、都道府県社協支援等に必要な取り組みを行う。

3. 子ども・子育て支援施策の見直しに向けた対応

- ・ 子ども・子育て支援新制度が施行されるなか、子どもの最善の利益をまもる関係施策の構築ならびに運用の実現、人材の確保・処遇改善・社会的な認識の向上につながることを目的として、新制度の施行で生ずる課題解決にかかる意見表明とさらなる制度理解の促進、新制度ならびに各種の予算事業等を含む多様な事業メニューの浸透と実践への取り組み支援等について、児童関係種別協議会の協働により事業展開を図る。
- ・ 児童虐待防止や子どもの貧困への対応が緊急課題となってきたなか、子ども家庭福祉の推進基盤（プラットフォーム）形成の必要性について、関係者間での共有化を促進し、具体的な活動を広げていくため、民生委員・児童委員、児童福祉施設、市区町村社協等幅広く関係者と連携し、基盤づくりを進める。
- ・ 社会的養護施設等を退所する児童の自立支援の取り組みを促進・強化するため、全国退所児童等アフターケア事業連絡会（仮称）を設置し、退所児童の自立支援のための実態把握、アフターケア事業の促進、施策提言等を行う。
- ・ 平成 27 年度補正予算において予算化された児童養護施設退所者等に対する自立支援、ひとり親家庭の親の自立支援のための貸付制度について、情報収集、厚労省との折衝、都道府県社協の支援等に必要な取り組みを行う。

4. 障害保健福祉施策の拡充への取り組みの推進

- ・ 障害者権利条約および障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の理解促進等、地域における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を進める。さらに、障害者虐待防止法の理念に照らしつつ、障害者施設・事業所および厚生関係施設における虐待防止・権利擁護の推進のため、リーダー的人材の養成を行う。
- ・ 障害者総合支援法の見直しについては、障害福祉サービス等の利用者やその家族に向けて情報提供を行うとともに、サービス提供事業者の支援に取り組む。とくに、施行後 3 年の見直しにおいて、さらに今後の検討課題とされた事項（利用者負担のあり方等）について、関係事業・サービスの充実や拡大につながり、利用者の生活の質の向上につながるよう、関係団体と連携して厚労省等への働きかけを行う。

- ・ 優先調達推進法を踏まえた官公庁の発注実績および都道府県の共同受注体制の取り組み状況に関する調査の分析を進め、同法の一層の活用に向けて現状および課題の検証を行うとともに、障害者就労支援関係団体と協力して啓発用ツールの作成と活用を図り、併せて全国キャンペーン活動を展開する。さらに、障害者就労支援事業所等の工賃向上に資する共同受注の推進と民需の拡充施策の構築をめざす。

5. 高齢者福祉・介護諸制度等の拡充への取り組みの推進

- ・ 介護報酬改定後の状況や課題を踏まえ、関係種別協議会等と協力し、次の介護保険制度の見直しを見据えた所要の対応を図る。
- ・ 高齢者の介護・福祉に関わる入所・入居系施設等の関係団体に対し、中央関係団体が連携して地域包括ケアの推進に向けて取り組めるよう、高齢者保健福祉団体連絡協議会を中心に連携強化に向けて検討を行う。
- ・ 認知症高齢者の生活支援をテーマにセミナーを開催し、幅広い関係者の連携を図り、課題提起や方向性について議論を深める。
- ・ 各地域の介護予防・生活支援サービス事業等の充実や、住民主体の地域の支え合い体制の構築に向け、新地域支援構想会議において、参画団体と連携し支援や強化の方策を協議するとともに、その具体化を図る。
- ・ 全国地域包括・在宅介護支援センター協議会と協力し、地域包括ケアシステムや介護保険制度の見直しについて、センターの立場から課題提起や提言を行う。

6. 地域福祉施策の再編成への対応

- ・ 生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度の地域支援事業の見直し、社会福祉法人の地域公益活動の推進等、地域福祉関連の施策の再編成にあたって、関係施策が地域福祉推進のために総合的に展開されるよう、都道府県・指定都市社協と連携し、制度運用上の課題の把握、市区町村社協への情報提供等、所要の取り組みを進める。

7. 政策委員会の運営を通じた調査研究、提言、要望活動の推進

- ・ 社会保障および各福祉分野の制度改革の動向を把握し、実情、課題に基づき政策委員会構成組織との協働により必要な提言・要望等を行う。
- ・ 社会福祉法改正および社会福祉法人の経営・運営等にかかる法等の整備に関する提言・要望等を行う。
- ・ 社会福祉関係予算、税制関係の要望等を政府および各政党に行う。また、税制の動きに対し適切な対応を図る。
- ・ また、本会を構成する組織間の連携・協働による取り組みを促進するため、「全社協福祉懇談会」の開催等必要な取り組みを行う。

Ⅱ. 福祉サービスの質の向上、利用者等の権利擁護活動の推進

1. 福祉サービスの質の向上に向けた総合的な取り組みの推進

- ・ 「福祉サービスの質の向上推進委員会」において、福祉施設・事業所におけるサービスの質の改善・向上への継続的な取り組みを推進するため、社会福祉法人・福祉施設等関係者、都道府県の事業実施組織との連携を図り、福祉サービス第三者評価の受審や苦情対応体制の整備等を促進する。
- ・ 福祉サービス第三者評価事業については、第三者評価基準ガイドラインの普及・活用、マニュアル等による評価手法の標準化のための取り組み、社会的養護関係施設の円滑な受審促進、評価機関・評価調査者の資質向上のための研修内容の充実、専門分野別の講師・指導者の養成等について検討・実施する。また、高齢者、障害者・児、保育分野に関する本会の受審促進目標設定を検討し推進を図る。
- ・ 都道府県運営適正化委員会については、苦情・相談受付状況の調査・分析を行い、各都道府県社協および福祉施設・事業所に情報提供するとともに、研究協議会等の開催により運営適正化委員会の活動支援を行う。

2. 権利擁護、日常生活自立支援および虐待防止に関する取り組みの推進

- ・ 日常生活自立支援事業の今後のあり方を検討するため必要な調査を実施するとともに、社協における法人後見制度の取り組みについて、実施状況を把握するための調査を行う。また、権利擁護センターの設置等、社協における成年後見制度の取り組みや、日常生活支援事業などについてのマニュアルや調査報告の普及、セミナーの開催等により総合的な権利擁護体制の構築の推進を図る。
- ・ 「権利擁護・虐待防止セミナー」の開催および「権利擁護・虐待防止 2017」の刊行を通じ、児童・障害者・高齢者等の権利擁護および虐待防止に関する啓発および取り組みの普及、推進を図る。
- ・ 障害者権利条約および障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の理解促進等、地域における障害者の権利擁護にかかる啓発活動を進めるとともに、障害者施設・事業所および厚生関係施設における虐待防止・権利擁護の推進のための研修を実施する。
- ・ 子ども家庭福祉の推進基盤（プラットフォーム）の形成に向けた取り組みを進め、児童虐待防止の推進策の検討と取り組みを進める。

Ⅲ. 地域福祉推進基盤の拡充と福祉活動・サービスの推進

1. 地域協働による重層的な福祉活動と地域ケア体制の構築

- ・ 地域福祉・生活支援の拠点づくり、相談活動、見守り・支援活動、生活支援活動など小地域を単位とする住民の福祉活動をさらに推進するため、事例の収集、発信を行う。また、新たな総合事業を活用した取り組みについて状況把握を進め、公費助成のあり方等について検討し、提言する。
- ・ 生活支援サービスの推進に向けて、新地域支援構想会議と連携し、総合事業や生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター、協議体）の課題整理を進め、必要に応じて国や自治体への働きかけを行うとともに、マニュアルの普及や研究協議会の開催などを通じて取り組みを進める。

2. 地域における総合相談・生活支援システムの確立

- ・ 「社協・生活支援活動強化方針」の具体化を目指し、生活困窮者自立支援事業、総合相談・生活支援システムの確立を推進し、市区町村社協における総合相談機能の強化を図る。
- ・ 生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、社協が実施する生活福祉資金貸付事業、権利擁護事業、介護保険等各種事業等との総合的な推進を図り、地域の総合相談・生活支援システムを充実する。
- ・ 生活困窮者自立支援事業を実施する社協への継続調査をし、事業の実施状況や課題分析を行うとともに、就労支援・中間的就労や居場所づくりなどの出口支援の充実に資するため、事例集や支援ツールを作成する。また、事業推進のため主任相談支援員をはじめとする協議の場を設ける。
- ・ 生活困窮者自立支援事業にかかる人材の養成については、国による従事者養成研修を引き続き受託実施するとともに、研修機会の拡大や資質の向上に向けた都道府県段階における人材養成研修開催を進めるため、推進会議等を開催する。

3. 生活福祉資金貸付事業の充実

- ・ 生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付事業との連携状況について、全国の市区町村社協を対象に行った調査結果を踏まえ、自立相談支援事業、家計相談支援事業と本貸付制度の効果的な連携について具体的検討を進める。
- ・ 住民からの相談対応、関係機関との連携、適切な償還指導を担保できるための職員体制の確保に向け、市区町村社協の業務量の明確化を図りつつ、貸付事務費の確保について厚労省との協議を行うとともに、事務費のあり方の検討を進める。

4. 地域における民生委員・児童委員活動の一層の推進

- ・ 生活困窮者への支援、児童虐待や犯罪被害の防止を始め、さまざまな課題を抱える地域住民に対する民生委員・児童委員活動を支援するため、「90周年活動強化方策」の推進を図るとともに、本年12月に行われる一斉改選に向けて、必要な情報

提供等を通じて全国の民児協における一斉改選業務の支援を行う。

- ・ 全民児連が実施した市区町村民児協実態調査の結果を踏まえ、民生委員の活動環境上の課題を整理し、改善の優先度や対応策の検討を進める。あわせて、民生委員制度やその活動の方向性について、中長期的な視点から検討を行う。
- ・ 民生委員制度創設 100 周年（平成 29 年）に向け、全民児連を中心に全国の関係者が一体となって記念事業の着実な準備を進める。

5. ボランティア・市民活動の振興、地域における福祉教育の推進

- ・ 「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策 2015」について、全国の関係者への普及を継続して行い、社協ボランティア・市民活動センターの効率的・効果的な運営、地域における社協 VC の存在感の向上、ボランティア・市民活動の推進等に資する。
- ・ 平成 27 年度に実施した「ボランティア・市民活動支援に関する調査研究事業」を踏まえ、ボランティア活動の推進・支援の先進的な取り組み事例を収集し、事例集を作成する。あわせて、災害ボランティアセンターの都道府県域等広域支援の体制づくりを推進するための研究を進める。
- ・ 福祉教育プログラムのモデル事業の成果の普及を行うとともに、社会参加促進に向けた福祉教育事業を推進する。

6. 市区町村社協の経営基盤強化支援

- ・ 社会福祉法人制度の見直しに対応したモデル定款の見直し、社協活動実態調査の実施、地域福祉推進委員会の運営や「ノーマ社協情報」等による情報提供等を通じ、市区町村社協の経営基盤の強化を推進する。
- ・ 「地域生活支援ワーカー（地域福祉コーディネーター）・リーダー研修」等社協職員研修の実施や、「新任事務局長マネジメントの手引き（仮称）」の作成など、市区町村社協職員の資質向上を図る。

IV. 福祉サービスを担う人材確保、育成への取り組み

1. 福祉人材センター機能と事業の強化

- ・ 福祉・介護マッチング強化学業への取り組み支援をはじめとする本会のこれまでの取り組み、都道府県福祉人材センターの現状、介護・保育分野の人材確保に関する諸制度の動向を踏まえ、各センターの機能強化に向けた取り組みの一層の推進を図る。
- ・ とくに、福祉・介護分野の担い手として次世代の参入を促進するため、福祉分野への進路選択を推進する取り組みを強化するとともに、潜在有資格者等の就業を支

援する機能の強化を図る。

- ・ また、多様な人材の参入促進と人材の有効な活用を促進するため、キャリア支援専門員等マッチング担当者のスキル向上に向けた方策を検討するなど、きめ細かなマッチングの推進を図る。

2. 中央福祉学院研修事業の充実

- ・ 本年4月より開講する「介護職員実務者研修通信課程」の実施県・市社協における円滑な研修運営を支援するため、受講者確保に向けた広報協力や運営支援等を行うとともに、未実施県・市に対する情報提供の強化を図る。
- ・ 「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」の都道府県・指定都市社協（研修実施機関）における取り組みの推進および本課程の普及・定着を図る。
- ・ 「社会福祉士養成通信課程（短期養成課程）」の円滑な実施と国家試験受験対策講座の充実を図るとともに、さらなる受講者拡大の方策を検討する。

V. 社会福祉に関する国際交流・支援活動の推進

- ・ 海外の福祉情報の提供、日本の福祉制度・状況に関する情報の発信を行うとともに、国際交流の取り組みの支援やフィリピン台風被災地福祉支援活動、ネパール地震災害福祉支援活動等の取り組みを通じ、国際交流・支援活動の関心を高め、参加者（支援者・協力者）の拡大を図る。
- ・ アジア各国における社会福祉関係者のネットワークの拡充に向け、アジア社会福祉従事者研修を実施するとともに、「修了生支援事業」を実施し、修了生の母国における福祉活動への支援（助成）を行う。
また、日本・韓国・台湾民間社会福祉代表者会議（開催地：韓国）に参加し、各国の社会福祉をめぐる課題や実践に関する情報を共有し、相互理解と関係強化を図る。
- ・ フィリピン台風福祉支援活動については、引き続き、募金の管理と被災地支援活動に対する助成を行うとともに、3か年事業の最終年として報告をまとめる。

VI. 広報事業及び参考図書刊行事業の充実・強化

1. 広報事業の充実・強化

- ・ 福祉関係者の活動に対する社会的な共感や理解を得るべく、マスコミ関係者への働きかけを通じ、社協、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員等の活動に関するPRを広く国民に届くよう積極的に進める。
- ・ 「全社協 ActionReport」を月2回発行し、種別協議会の調査研究の動きや制度政策課題への対応など、時宜に応じた情報提供を行うなど一層の内容の充実を図る。

- ・ マスコミ関係者に向けて、プレスリリースを配信するとともに、定期的な懇談を重ね、日常的な関係づくりと全社協の取り組みについての情報提供を行い、本会の広報機能の充実・強化を図る。
- ・ 社会福祉事業の活動内容、市民生活や福祉をめぐる課題に関して、広く国民向けの解説、動画や事例による紹介を作成し、ホームページ上に公開する。
- ・ 会議・セミナー等の開催を通じ、都道府県・指定都市・市区町村社協、福祉施設等への広報力の強化支援を行う。

2. 参考図書刊行事業の企画内容の充実・販売強化

- ・ 本会全体の取り組みとして、月刊雑誌および参考図書の内容の充実を図り、幅広い福祉関係者にとって有意義で活用される雑誌・図書を刊行する。
- ・ 参考図書刊行事業の収益の拡大に向け、社会福祉制度の動向等を踏まえた企画の充実や、購読者ニーズにマッチした企画・編集に努め、時宜にかなった企画・刊行を進める。
- ・ 月刊誌の定期購読者の継続促進、購読者の拡大に向けた方策の検討を行うとともに、新刊図書の綿密な販売計画の策定や、各養成校等における教科書採用等の販路拡大に重点的に取り組むなど、月刊誌・参考図書の販売促進と広報宣伝の強化に努める。

Ⅶ. 都道府県・指定都市社協の連絡調整・支援、本会経営管理体制の強化

1. 都道府県・指定都市社協の経営のあり方に関する検討、提示

- ・ 「都道府県社会福祉協議会の当面の活動方針」および「『都道府県社協の当面の活動方針』に関する重点事業の展開方策」の具体化を推進するため、都道府県・指定都市社協の経営に関する委員会において、福祉諸制度改革等の影響による都道府県社協・指定都市の経営環境・課題を踏まえ、経営にかかる基本的な指針等の枠組みについて検討するとともに、社会福祉法人制度の見直しへの社協における対応、連携・協働による地域の公益的な取組の促進、福祉人材の確保等について検討・実施する。
- ・ また、「指定都市分科会報告」に関する取り組みや各種計画への反映状況等を踏まえ、検証・評価を行いつつ、取り組みの内容や方針の共有化を図るなど、事業・活動の具体化を図る。
- ・ 都道府県・指定都市社協常務理事・事務局長セミナーや総務担当部課長会議を通じ、法人運営の強化および適正性の確保に向けた対応策の共有化等を図り、さらには本会と都道府県・指定都市社協の一層の連携強化に向けた取り組みを推進する。

2. 新霞が関ビルの安定経営の確保、ロフォス湘南の管理・運営

- ・ 新霞が関ビルの安定経営の確保に向けて、良質なビル環境の維持、必要な設備更新等を行い、入居テナントとの契約維持、賃料収入の確保に努める。
- ・ ロフォス湘南については、中央福祉学院主催研修を基本としつつ、各部・所の協力により種別協議会などの施設利用の促進を図る。また、宿泊施設の経営方針に基づき、受講者ニーズを踏まえたサービスの向上を図るなどにより、宿泊施設の稼働率を確保する。施設全体の運営管理については、関係部・所との連携のもと体制強化を図る。

3. 「全国社会福祉団体職員退職手当積立基金」の運営

- ・ 財政状況および市場動向を注視しつつ、安定的な制度運営の推進と適切な資産運用を進めるとともに、加入団体に対する適宜・適切な情報提供を行う。

4. より適正な業務執行体制の確立

- ・ 中期的な視点にたった経営方針を踏まえ、事業の重点化、効率化を進めるとともに、ガバナンスの強化、財務規律に沿った財政管理に取り組む。
- ・ また、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、本会の組織運営上の課題について検討を進め、着実な対応を図る。
- ・ 外部監査、内部監査での検出事項の是正をはじめ、監事との連携のもと、適正な事業執行体制と内部統制機能の強化を図る。とくに、競争入札の徹底や情報セキュリティの向上に向けて内部監査機能を高める。
- ・ 各事業種別や社会福祉協議会の今後の活動の方向性を見据え、本会事業の効果的な執行に必要な事務局体制の強化に向けて、種別協議会事務局のあり方を含めて検討を行い、必要な対応を図る。

VIII. 大規模災害対策の推進および東日本大震災被災地福祉関係者の支援

- ・ 「大規模災害対策基本方針」に基づき、具体的な取り組みを推進するとともに、都道府県社協や種別協議会等における取り組み状況も踏まえつつ、各分野の態勢整備を進める。あわせて、本会「緊急事態に対する業務継続計画（BCP）」の実施体制の維持・強化を図り、有事に備える。
- ・ 東日本大震災被災者支援については、生活支援相談員等による被災地における生活支援・相談活動を支援するとともに、生活支援相談員の継続的な配置に向けて実態把握と課題整理を行う。また、被災した社会福祉法人・福祉施設については、全国経営協および関係種別協議会を中心に、被災地の民生委員・児童委員活動の支援については全民児連を中心に、それぞれ所要の対応を進める。